

## 時間外勤務の「上限ガイドライン」条例化へ向けて職場討議意見

国がすすめる働き方改革の一環として2019年12月「改正給特法」が成立しました。具体的な改正の内容は、「限定4項目」を含めこれまで「自主的・自発的」としてあつかわれてきた「時間外勤務時間」の上限を「公立学校の教師の勤務の上限に関するガイドライン」(上限ガイドライン)を指針とし、岩手では6月県議会に条例案が提出される予定になっています。「1年単位の変形労働時間制」については2021年度から施行される予定です。

高教組は昨年度末から5月にかけて、「時間外勤務時間の上限規制」について、各分会で職場討議を行ってきました。分会から寄せられた意見をいくつか紹介します。

### 『時間外勤務時間の上限規制』条例化・方針作成へのとりくみ 報告から

#### ① ICカードによる「在校等時間」(「時間外勤務状況」)の把握に関する実態・問題点

- ・超過勤務を減らせと言われるあまり、打刻してから残業をしたり、土日に業務をして申告しないようなことがないようにしてほしい。1人あたりの業務そのものが減らないと意味がない
- ・土日の部活動、課外授業、模試監督が正確に把握されていない
- ・教材研究の時間も把握しないとICカードの意味は全くないと思う
- ・コンピュータが反応しない時があり、正確に記録されない
- ・従来の出勤簿押印とカードがダブって行われるので二度手間
- ・打刻したシートに直接目を通す機会がない
- ・部活動や、職員室が複数ある場合は、「退勤」後に、仕事をしている実態
- ・時間の集約がしっかり行われているのかわからない
- ・医師による面接を行わないために、打刻してから残業する人もいる
- ・打刻してからの残業で、万が一事故等がおきた場合は、個人の責任になるのか?
- ・勤務時間の「虚偽申請」の横行は絶対防がなければならない問題である
- ・そもそも4%の調整手当のみで100時間まで超過勤務させてもOKという感覚がズレていると思われる
- ・実態把握ができるのはよい
- ・結果が分析(活用)されたことがない
- ・土・日はExcelに打ち込むのだから、毎日打ち込みでよい
- ・可視化の影響は大きいですが、まだまだ見えない残業

はたくさんあると思う

- ・定時制では考査期間中、生徒が登校しない日、行事日など、様々な勤務時間のパターンがあるが、通常の勤務時間のときしか打刻しない(他のパターンは対応できない)
- ・運用・管理担当(副校長)の業務負担増となっている
- ・1か月ごとに自分自身の勤務実態がわかるよう一覧表が配布されるとありがたい
- ・17時から始まる会議では、ICカードで処理されない。この場合の具体的対応または記録に残る方法は現時点ではない。副校長へは口頭で理解してもらっているが・・・方法の確立が必要ではないか
- ・出張の内容が反映されない

#### ② 時間外勤務時間上限規制(月45時間、年間360時間)達成のための具体的とりくみ策・課題について

- ・会議の精選(すべての業務というわけではないが、その時々に応じて、2か月に一度の会議設定としている)
- ・業務を減らすか、人を増やすかしない限り、現状を解決できるものはない
- ・外部人材の活用
- ・部活動を学校から切り離す
- ・課外の時間も勤務に数える
- ・課外が果たして必要か
- ・規則なので、違反した場合は民間のように「罰則」が必要